

○【別添6】 平成23年総務省告示第 号

○ 登録検査等事業者等規則第十条の規定に基づき人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要なものとして総務大臣が別に告示する無線局（平成〇〇年総務省告示第 号）

登録検査等事業者規則第十条の規定に基づき、人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局であつて総務大臣が別に告示する無線局を次のように定める。

無線局の目的が、次のいずれかに該当する無線局

- 一 航空保安用
- 二 放送事業用（固定局に係るものに限る。）
- 三 飛行援助用

○【別添 6】平成 23 年総務省告示第 号